



セーフティネット専用住宅の登録に伴う、 家賃低廉化補助のご案内

一定の要件を満たすと、
現在入居中の住戸でも**家賃低廉化補助**を受けることが
できます！

◆申請期限 令和4年2月28日

◆補助予定戸数 3戸（先着順）

家賃の補助を受けるには、①セーフティネット専用住宅の登録、②家賃低廉化補助の交付申請を行う必要があります。

① セーフティネット専用住宅の登録

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅としての登録が必要です。

主な登録基準

住戸の面積が一定規模以上であること

着工日	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上

新耐震基準に適合していること 等

登録申請について

「セーフティネット住宅情報提供システム」から電子申請ができます。

② 家賃低廉化補助の交付申請

入居者の要件

豊島区に引き続き1年以上居住していること

月収15万8千円以下の世帯であること

住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金等を受給していないこと 等

現在お住まいの方の場合の追加の要件

転居が困難なやむを得ない具体的な事情（就労、学校、病院、介護等）があり、かつ、以下のいずれかに該当すること

①月収104,000円以下の世帯であること

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が概ね20%以上減少したこと

③上記のほか、収入や世帯状況などを総合的に勘案して、極めて困窮度が高いと認められること

補助上限額 月額4万円

補助の期間 専用住宅として管理を開始してから10年間（最長20年間）

※交付申請後は入居者より礼金や更新料を徴収することができません。



手続きの流れ

- ① 東京都防災・建築まちづくりセンターへ登録申請（電子申請）
- ② 豊島区住宅課へ交付申請（交付申請書や賃貸借契約書の写し等の提出）
- ③ 家賃低廉化補助開始

「住宅セーフティネット制度」とは

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家、空き室を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。

セーフティネット専用住宅として登録された住宅のオーナー等に対して、入居者の家賃負担の軽減を図るために、豊島区より補助を行っています。

問い合わせ先

◆セーフティネット住宅の登録に関する問い合わせ先

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

東京都新宿区西新宿 7丁目7番30号 小田急西新宿O-PLACE

☎ 03-5989-1791



◀セーフティネット住宅
情報提供システム

空室でも登録が
可能です！

登録無料

◆家賃低廉化補助の交付申請に関する問い合わせ先

豊島区 住宅課 施策推進グループ

豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎6階

☎ 03-3981-2655



◀豊島区ホームページ

他にも各種補助が
あります。

詳しくは、ホームページを参照、
もしくはお問い合わせください。